

## 宮前区役所広告審査委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、宮前区役所が所管する市有財産又は広報印刷物等に民間事業者等の広告を掲載するにあたり、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付け17川財財第298号）の規定に基づき広告内容等を審査するため、宮前区役所広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は川崎市広告掲載要綱第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 土地、建物等で広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他の市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (3) 広報印刷物等 広報を目的として、宮前区役所が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター及び広報紙・広報誌その他これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。
- (4) 所管課長 広告掲載を行う広告媒体を所管する課又は課に相当する組織の長をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 広告導入及び広告媒体に関する事。
- (2) 広告の掲載に係る契約に関する事。
- (3) 広告主及び広告の内容に関する事。ただし、過去に承認されたもので、軽微な修正についてはこの限りではない。
- (4) その他広告に関して必要な事項

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (6) 道路公園センター所長

### (委員会等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(手続)

第9条 所管課長は、広告を導入しようとするときは、事前に宮前区役所広告審査委員会開催依頼書(第1号様式)(以下依頼書という)を委員長あて提出しなければならない。また、広告内容の審査を伴う際は、依頼書とともに掲載広告一覧表(第2号様式)及び広告掲載基準確認表(第3号様式)を委員長あて提出しなければならない。

(通知)

第10条 委員長は、委員会開催後、宮前区役所広告審査委員会結果通知書(第4号様式)を所管課長あて通知する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。